自角而公報

 発行所
 亀
 岡
 市
 役
 所

 総務部
 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

規 則	
○期末手当及び勤勉手当支給規則の一部	
改正 (人事課)	2
○亀岡市税条例施行規則の一部改正	
(税務課)	2
—— 告	
○亀岡市放射線量測定器貸出要綱	
(自治防災課)	5
○住民基本台帳の職権消除 (市民課)	8
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	8
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定	
(企画政策課)	9
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	10
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱	
の一部改正 (こども福祉課)	10
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	13
○放置自転車の撤去、保管	
(桂川・広域交通課)	13
—— 公 告 ——	
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変	
更をした計画書の縦覧 (農政課)	14
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(執行管理課)	14

○一般競争入札(条件付き)の執行	
(執行管理課)	17
○亀岡市森林整備計画案の縦覧	
(農林整備課)	20
――― 任免及び辞令 ―――	
監査委員欄	
—— 公 表 ——	
○平成23年度定期監査	22
○定期監査及び行政監査の結果について	24
教育委員会欄	
任免及び辞令	
選挙管理委員会欄	
—— 告 示 ——	
○亀岡市川東土地改良区総代選挙の期日	
及び投票の時間並びに選挙すべき総代	22
の数	32
○亀岡市川東土地改良区総代選挙におけ	
る選挙長、同職務代理者及び選挙立会	22
人の住所及び氏名	32
○亀岡市川東土地改良区総代選挙におけ	22
る選挙長の執務場所	33
○亀岡市川東土地改良区総代選挙の投票	2.4
用紙の様式	34
○亀岡市川東土地改良区総代選挙におけ	2.5
る当選人の住所及び氏名	35
○亀岡市川東土地改良区総代選挙におい	
て当選証書を付与した者の住所及び氏	2-
名	35

規則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成24年1月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第1号

期末手当及び勤勉手当支給規則の 一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和52年 亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正す る。

第2条第2項第2号中「職員をいう。」の次に「ただし、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成24年1月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第2号

亀岡市税条例施行規則の一部を改 正する規則

亀岡市税条例施行規則(昭和60年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式、別記第9号の2様式、別記 第11号様式、別記第22号様式及び別記第 34号様式中「あて先」を「宛先」に改める。 別記第35号様式を次のように改める。

	年度	市民税申	告書(年月日~	(表) 年 月 日)	普	特	: 合二			distriction	ar. 🗆
(売生) 魚図士目		府 民 忧		-	非			(F)	7	整理	番号
(宛先) 亀岡市長	·			L		職		業			
受付日付印	現住所					勤	務	先			
ZHHHR	1月1日現在 の 住 所					電話番号	前校左・日本・1	等帯			
提出年月日年月日				RE		年 月 ・昭・ ^ュ		帯主の	氏 名	世帯主	Eとの続村
Т Л Г	氏 名			(f)							
3 所得から差し	 」引かれる金額に関	する事項			- 4	F	月日			(単位は円
雑 損 控 除	損害金額※①	保険金などで 填される金	額 関 連 支 出	の金額		事	営 業	等ア			
74 194 111 177			中 一	円 円		業	農	業イ	$\perp \downarrow$	Ш	
医療費控除	支払った医療費%	集される金1	額 万円のいずれかり	ンない方の金額	1	不	動	産ウ	$\bot \bot$	$\bot \bot \downarrow$	
		円	FREAVO	円 ————————————————————————————————————	収	配		当工			
	国民健康保険		国民年金※①		入	給	T	与 [07]			
社会保険料控除 (支払った保険料)	介護保険	円	(円)	金額	雑	公的年金	等 (64	1		
(342-12)(1)(1)	月暖杯 俠			,	等	総	₹ 0	他 才			
小規模企業共済	第1種共済掛金と	円 : 心身障害者扶養共	済掛金及び確	円 円		合譲	短	期 (991			
等掛金控除※①	定拠出年金法に規一般保険料 (137)	記定する個人型年金 ※①	掛金の合計額 個人年金保険料 (176)	※ ①		渡	長	期 (092) 時 (093			
生命保険料控除 (支払った保険料)					-	事	営業	等 (001			
	地震保険料 (144)	円 ※ ①	旧長期損害保険料(14	円 I3 ※①	2	業	農	- JII			
地震保険料控除 (支払った保険料)						不	動	業 (002 産 (004			
寡婦(寡夫)、	□寡婦(寡夫)控防		□勤労学生控除	円	所	配	200	当 (006	 		
勤労学生控除 <本人のみ>]生死不明]未帰還 月 日)	(学校名)		得	給		与 (007			
	氏名	Д 11)	障害の程度	級度	金			608	 		
障害者控除	氏 名		障害の程度	級度	額	総(091)-	合譲渡・一 +{(092)-(093))×1/2	2} 時 009)		
配偶者控除・	配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所行	导金額 (140)		合	めない場合は 0 と記	計())		
配偶者特別控除				円		雑	損 控	除 (11)	:		
	氏 名	生年月日 紛	語柄 同居・別居	控 除 額		医	療 費 控	除 (112)		
扶 養 控 除			同・別	万円		社 :	会 保 険 料 控	除 (113)		
扶養 控除			同・別		4 所	小掛	見模企業共済金 控	等 (114)		
			同・別		得か	生 1	命保険料控	除 (136			
16歳未満の			同・別		ら差	地力	震 保 険 料 控	除 (146			
ナ 養 親 族 (控除対象外)			同・別		見り	寡,	帚 (寡 夫) 控	除力		Ш	
(1王 赤八 寒/下)			同・別		かれ	勤労	学生、障害者持	き除 キ			
			供養 扶 養 控 除 さい。 額 の 合 計		る	配	偶 者 控	除り			
	F金等に係る所得り 紀・府民税の納税力		日において65歳未満の	の方は給与所得	金額	配(偶 者 特 別 控	除 142)		
□ 給与	5から差引き (特別]徴収) 🗆	自分で納付(普通徴収	又)		扶	養 控	除ケ			
		「市民税・府民税申	告書 (分離課税等用)」をあわせて		基	礎 控	除コ		3 3	0 0 0
提出してください		は、記入しないでく	ださい。			合		計 (100			
控 対 配	未扶養	人数 16 扶養		4 L1			▼ 以下は、記	入しないで	ごくださ	い。	
1 有		老そ歳内別	. □ □ 1 特障 □ 3 第	第一般 特 第特別 従 徴	0	7 1					
2 無 1 老人 2	不从十 同	の 未 円 別 人 他 満 居 障		夫 本 八	0	6 4					
80 81	82 83 85			95 96 100	1	8 0					
							居住開	始年月日	4		

月	l B	給	勤務日	数	月 収	,	所得	の種類		所得に関する 得の生ずる		IJ∇	入金額	心 要	経費	青色申告特	別控
1	H	円	20101	200		円	72115	1、1王次	121	10 42 12 7 20	993171	-12	円	2. 2	円	RETUR	V) 117
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7								#1 MZ 등다성	日ファ目目。	ナる事項		ļ					
8							配	当所得	75	, る事項 得の生ずる:	場所	支担	· 在定年月	収入	、金 額	必要	経
9							0	種類	//	14 - 12 / 3 -	20171	1	•	0.7	円	~ ~ .	
10													•				
11													•				
12														国外株	式等に係		
賞	与	等				円	Q 2	維所得	(小的4	F金等以外)	に関す	トス重	項	る外国	所得税額		
合		計				\dashv	種	目		得の生ずる		収		b 額	必	要 経	
	務先所で		ı				-		1 //	/ 3				円	1		
-	務先																
-	話番	-															
Ь			一時所	得の所	得金額に	関す	る事項	ĺ				1			1		
				収入	、金~	領	必	要 経	費	差 引 (収入金額-	金必要約	額 (番4	特別控	除額		得 金 額-特別i	空际
6/1	^ =#:\u00f3	短	期			円			円			円		円	1		
市松 ①	合譲渡	長	期												口		
_			時												ハ		
										金額を表面			- 合計イ· 「(ロナハ)				
記	入して	ください	い。右	カニの ₂)金額を表面 己入してくた	さい。		[(ロ+ハ)	$\times 1/2$	する事項		
記 11		ください	ハ。右 こ関す ー	カニの ₂	金額を表	面の		听得金 额		日入してくた 専従者給与	さい。	別是	[(ロ+ハ)	$\times 1/2$	する事項住		
記 11	入しての事業項	ください 専従者に	ハ。右 こ関す ー	の二のの	金額を表	面の	(09のj	听得金 额	質欄へ言	日入してくた	きい。 12	別是	[(ロ+ハ)	×1/2] 族等に関			
記 11	入しての事業項	ください 専従者に	ハ。右 こ関す ー	の二のの	金額を表	年	月日	听得金 额	質欄へ言	□入してくた 専従者給与 (控 除)額	きい。 12	別是	[(ロ+ハ) 号の扶養親が 名 生年	×1/2] 疾等に関 月日			
記 11	入しての事業項	ください 専従者に	ハ。右 こ関す ー	の二のの	金額を表	面の 年 ・	月日	听得金 额	質欄へ言	□入してくた 専従者給与 (控 除)額	きい。 12	別是	[(ロ+ハ) 号の扶養親が名 生年 ・	×1/2] 疾等に関 :月日			
記 11	入しての事業項	ください 専従者に	ハ。右 こ関す ー	の = の :	金額を表	面の 年 ・	(09の) 月 日 ・ ・	听得金 额	質欄へ言	□入してくた 専従者給与 (控 除)額	きい。 12	別是	[(ロ+ハ) 日の扶養親加名 生年	×1/2] 族等に関 :月日			
記 11	入しての事業項	ください 専従者に	ハ。右 こ関す 新	の	金額を表生	年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(09の) 月 日 ・ ・	新得金額 従	質欄へ言	□入してくた 専従者給与 (控 除)額	きい。 12	別是	[(ロ+ハ)] 日の扶養親加名 生年	×1/2] 疾等に関 月日 ・			
11	入して [、] 事業 [®] 氏	ください 事従者(名	い。右を関する	の三のの名事項で、柄	金額を表生生計	年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(009の) 月 日 ・ ・ 部 認の有・	所得金額 従 額 無	事月数	日入してくた 専従者給与 (控 除)額 円	さい。 12 月	別馬	[(ロ+ハ)	×1/2] 疾等に関 月日 ・			
11 13	入して、 事業 見 氏 配 当 に	ください 事従者 名 	い。 こ関す 新	の三のっる事項の事項を持続において、特徴において、特徴において、特徴において、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し	金額を表生 生 計る青色申 新領、特定	面の年 ・・・・ ・・・ ・・・ ・・・ の様式	(09の) 月 日 ・ ・ 部 認 の有・ 関 に い 漢 に 等 譲 漢 に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	所得金額 従額 無する得事金額	類欄 事 有 項額 を	己入してくた専従者給与(控 除)額円無14 寄!	だい。 12 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	 別居 氏	[(ロ+ハ)	×1/2] 疾等に関 :月日 ・	住		
11 13 13	入し事 氏 に 電 に ない に ない こうしょ こうしょ こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	ください 事従者 名 副額等に う はました。	い。こり、おおおり、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の事項の事項を持続におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般に対している。	金額を表生生計りる青色申解には名が、または名を表する。	である。 一年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(09の) 月 日 ・・・・。 認 の有・ 関 渡 所 等 護 渡 所	所得金名 従 額無 する得割する 事金額	頂欄 事 有 項額の な控	己入してくた専従者給与額 円無14 寄 府 京都 が 那 所 京都 那 の お の お の お の お の お の お の お の お の お の	ださい。 12 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	関するの	[(ロ+ハ) の	×1/2] 疾等に関 :月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	住 (0) 府		
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	入 事 氏	くだされ くだ者 名	イン・ 本に含と額 本に含と額 本に含と額	の事項の事項を持続におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般におり、一般に対している。	金額を表生ます。 また、おおいます。	である。 一年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(09の) 月 日 ・・・・。 認 の有・ 関 渡 所 等 護 渡 所	所得金名 従 額無 する得割する 事金額	頂欄 事 有 項額の な控	己入してくた 専従者給与額 円 無 14 寄 京都府: 支部へ	付金に 県 同募 に 対	別居 関する 関する会会	[(ロ+ハ) 合の扶養親 名 生年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	×1/2] 疾等に関 :月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	額 (0)		
13	入事 氏 総余等 当定得受波 害	く 東 花者 名	ハ c 関	の事柄の場合では、一番の	金額を表生計りのできる。	である。 一年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(09の) 月 日 ・・・・。 認 の有・ 関 渡 所 等 護 渡 所	所得金名 従 額無 する得割する 事金額	順欄 事 有 項額の株 を控式 を控式 !	己入してくた専従者給与額 円無14 寄 府 京都 が 那 所 京都 那 の お の お の お の お の お の お の お の お の お の	(12 日	別見 別見 で	[(ロ+ハ) 品の扶養親別 名 生年 ・ ・	×1/2] 疾等に関 :月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	在 額 (0) 府 (0) 定分 (0)		
13	入 事 氏	くだされ 名	ス 表 また大 の また大 の また大 の また大 る か また大 る か る 書 除 控	の三のである事項の表表を表現である。	金額を表生計りのできる。	である。 一年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(09の) 月 日 ・・・・。 認 の有・ 関 渡 所 等 護 渡 所	所得金名 従 額無 する得割する 事金額	順欄 事 有 項額の株 を控式 を控式 !	己入してくた事従者給与額(控 内)無14 寄り京都ので条例で	(12 日	別見 別見 で	[(ロ+ハ) 品の扶養親別 名 生年 ・ ・	×1/2] 疾等に関 :月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	在 額 (0) 府 (0) 定分 (0)		
13	入 手 総余等 式 課税 当定得受渡 書 譲 業所	く 存 従 1 日	ハ B	の三のである事項の表表を表現である。	金額を表生計りのできる。	電面の年・・・・ 告の承 控式等に	f	所得金名 従 額 無 する得割及の特質の の 特別 の ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい	順欄 事 有 項額の株 円 例 へ を控式 円 例	己入してくた 専従者給額円 無 14 道部部 京京 条金	12 日	り 別別 別別 別別 財 を かい と 関 下 金 た れ た 写 音 な 一 変 と な ま 場 ア 音 で ま な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	[(ロ+ハ) の扶養親別 名 生年 ・ ・	×1/2] 族等に関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	程 額 (0) 府 (0) 定分 (03) 定分 (04)	卡額·被災損/	
13	入事 で業 電 常 に 特所を譲当 等 業 業 事 業 業	く 存従名 名 割記金針チョー 度 所 に 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	た 表 また また	のも 1. 得 等所配場合 2. 領 領 (1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	金額を表生計りのできる。	面の年・・・・ 告の承 控式 欄い 円	月 日 記 除等譲配 損適 益 頂 道 直 道 直 前 関	所得金名 従 額 無 すず所割の 事金額び 事金額び	類欄 事 有 項額の株 円 例産 の産	己入してくた 専従者給額円 無 14 道部部 京京 条金	さ 12 日	り 別別 別別 別別 財 を かい と 関 下 金 た れ た 写 音 な 一 変 と な ま 場 ア 音 で ま な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	[(ロ+ハ) 合の扶養親別名 生年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×1/2] 疾等に関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	程 額 (0) 府 (0) 定分 (03) 定分 (04)		
11 13	入事 氏 総条等 式 事税業 当定得受渡 事 譲業所の業	く 存 従 往 名 割記	ハ こ	の事項を持続を割けれて、一般のでは、	金額を表生 計・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	面の年・・・・ 告の承控式欄い 円 廃	(09)のアア 日 ・・・	所得金名 従 額 無 すずの得割及 第二の不 所 在 第二の	類欄 事 有 項額の株 円 例産 地	己入してくた 専従者給額円 無 14 道部部 京京 条金	12 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	別別 財力の 大 関する の 大 の の の の の の の の の の の の の	[(ロ+ハ) 合の扶養親別名 生年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×1/2] 疾等に関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住 額 (0) 府 (0) 定分 (03) 定分 (04)		
11 13	入事 氏 総条等 式 事税業 当定得受渡 事 譲業所の業	く 存 経 割 記金財子所 当 度 が 見 所 年 に さ 者 名 (存 経) 2 等に う 割 額 得 関 旧 り 月 所 日 下 日 度 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ハ こ	の 事 柄	金額を表生 計・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	面の年・・・・ 告の承控式欄い 円 廃	(09)のアア 日 ・・・	新得金名 従 額 無 する得割及 の不 所 に つ 特動 在 ○	順欄 事 有 項額の株 円 例産 地 を	 己入して名名を額円 無 14 道都部部 例を 円 記入して表義 	さ 12 日 付果 時報 ご 本選 ご 本選 ご 本選 ご で で で で で で で で で	別見 別見 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	[(ロ+ハ) の大養親! 名 生年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×1/2] 疾等に関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住 額 (0) 府 (02) 定分 (03) 定分 (04) 損失 の事業所等		

事務所事業屋敷

市内に住所がなく事務所・事業所又は家屋敷を 有する人 (該当を○で囲んでください) 前年の所得金額

円

17 住所が亀岡市外にある方で市内に家屋敷 (事業所)を有する方の申告欄 別記第35号の3様式、別記第35号の4様式、別記第46号様式、別記第47号様式、別記第49号様式、別記第50号様式、別記第54号様式、別記第55号様式、別記第61号様式、別記第62号様式、別記第67号様式、別記第68号様式及び別記第70号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の 別記第35号様式については、平成24年度の 市民税・府民税の申告分から適用する。

「掲示済」

告示

亀岡市告示第1号

亀岡市放射線量測定器貸出要綱を次のように 定める。

平成24年1月4日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市放射線量測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境 等の放射線量を把握するために、市が所有す る放射線量測定器(以下「測定器」とい う。)を市民等に貸し出すことについて、必 要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 測定器の貸出しの対象者は、市内に住 所を有する者又は市内の事業者とする。

(貸出期間)

第3条 測定器の貸出期間は、3日以内とする。 ただし、市長が特別の事情があると認めると きは、この限りでない。

(貸出台数)

第4条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

- 第5条 測定器の貸出しは、無料とする。 (借用申請等)
- 第6条 測定器の貸出しを受けようとする者は、 亀岡市放射線量測定器借用申請書(別記様 式)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請にあたっては、運転免許証その 他本人確認のできる書類を提示しなければな

らない。

(貸出許可等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、測定器を貸出すものとする。この場合において、申請が営利を目的とする場合その他適当でないと認めるときは、測定器の貸出しば、行わないものとする。

(使用者の責務)

- 第8条 前条の規定により測定器の貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)は、測定器の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。
- 2 貸出期間中の測定器の維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。
- 3 使用者は、測定器を第三者に譲渡し、転貸 し、又は担保に供すること等をしてはならな い。
- 4 使用者は、測定器を破損し、汚損し、又は 紛失したときは、その損害を賠償しなければ ならない。ただし、市長が損害を賠償させる ことが適当でないと認めるときは、この限り でない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

	<i>b.</i> 1	1	i Sed 스크 HR Nici	TI ++ =+ +-			
	亀 岡]市放射線量	は 測定器借足	书甲請 書			
					年	月	
(宛先)亀岡市長							
			住 所 (又は所在地				
			氏 名 (又は事業所名				(II)
			電話番号	-			
鱼圆古牡蚪绰星》	明学思伐山市公	网络 c 冬笠 1	頂の坦孛ュ	r F N MH M	レナンハナ	分针约里心	即中亞
亀岡市放射線量派 告用を申請します。		判男り采男」	- 垻の規正に	-より、火の	こわりが	以外球重	則Æ希
				付けてくださ	い。)		
使用(測定)場	所 自宅 ・ その他 (自宅以外	の所有地	• 職場)
借 用 備	品	·					,
借用	日	年	月 日	~	年	月	日
備	考						
TVH	5						
事務処理欄(申請者	考/ナ記 入 した)	いでください	,)				
于4万人CPETIM (11.1814)	課長	副課長	係長	係		受付印	
	類 □ 運転9)			
本人確認書		<u> </u>		·			
本人確認書返却	日	年	月	∃			
返却			月 				
返 却	口適		月)			

亀岡市告示第2号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年1月5日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年1月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0132-42012

1 保険者

亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成24年1月10日

亀岡市告示第4号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月11日

亀岡市長 栗山正隆

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
亀岡会館	国際ライフパートナー株式会社 神戸市中央区海岸通6番地	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで
亀岡市七谷川野外活 動センター	千歳町自治会 亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市社会体育施設 (6箇所)	財団法人亀岡市体育協会 亀岡市曽我部町穴太土淵33番地1	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市総合福祉セン ター	財団法人亀岡市福祉事業団 亀岡市内丸町45番地1	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市厚生会館	公益社団法人亀岡市シルバー人材センター 亀岡市安町釜ケ前80番地(亀岡市厚生会館内)	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで
亀岡市曽我部いこい の家	曽我部町自治会 亀岡市曽我部町南条北荒水代4番地1	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市畑野健康ふれ あいセンター	畑野町自治会 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市林業センター	亀岡市森林組合 亀岡市下矢田町医王谷25番地3	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
亀岡市都市公園(亀 岡運動公園・さくら 公園)	株式会社三煌産業 亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
J R 亀岡駅前自転車 等駐車場、J R 亀岡 駅北口自転車等駐車 場	亀岡駅前駐輪業組合 亀岡市追分町馬場通6番地	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
J R 馬堀駅前自転車等駐車場、J R 並河駅前自転車等駐車場、J R 千代川駅前自転車等駐車場	亀岡軽車両管理協同組合 亀岡市下矢田町2丁目19番4号	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
メディアス亀岡自転 車駐車場	大井町自治会 亀岡市大井町土田2丁目11番20-110号	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで

亀岡市告示第5号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年1月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 1 9 0 5 - 1 2 0 7 5

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日平成23年4月1日
- 3 無効になる日平成24年1月12日

「掲示済」

亀岡市告示第6号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱(平成 11年亀岡市告示第45号)の一部を次のよう に改正する。

平成24年1月12日

亀岡市長 栗山正隆

第2条を次のように改める。 (交付の対象) 第2条 この補助金は、保育対策等促進事業の 実施について(平成20年6月9日付け雇児 発第0609001号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知)、平成23年度子育で支 援交付金の国庫補助について(平成23年9 月30日付け厚生労働省発雇児0930第8 号厚生労働事務次官通知)別紙及び京都府保 育対策等促進事業費補助金交付要綱(平成8 年2月7日8児第149号京都府保健福祉部 長通知)に基づき、民間保育所が行う次の事 業を交付の対象とする。

- (1) 特定保育事業
- (2) 休日・夜間保育事業
- (3) 病児・病後児保育事業
- (4) 待機児童解消促進等事業
- (5) 保育環境改善等事業
- (6) 延長保育促進事業
- (7) 一時預かり事業
- (8) 保育所地域活動事業

別表中

特定保育事業	保育対策等促進事業費の国	特定保育事業に必要な経費
	庫補助について別紙「保育	
	対策等促進事業費補助金交	
	付要綱」(以下「交付要	
	綱」という。) 別表に定め	
	る特定保育事業の基準額	

を

Γ

特定保育事業 保育対策等促進事業費の国 庫補助について(平成20年 6月9日付け厚生労働省発雇 児第0609001号厚生労働省 事務次官通知別紙「保育対 策等促進事業費補助金交付 要綱」以下「交付要綱」と いう。)別表に定める特定 保育事業の基準額	特定保育事業に必要な経費
--	--------------

に、 Γ

一時預かり事業	次世代育成支援対策交付金 の交付対象事業及び評価基 準について別表に基づき算 出する額	一時預かり事業に必要な経 費
保育所地域活動事業	次世代育成支援対策交付金 の交付対象事業及び評価基 準について別表に基づき算 出する額	保育所地域活動事業に必要な経費
乳児保育促進事業	京都府保育対策等促進事業 費補助金交付要綱附則第2 項に定める基準額	乳児保育促進事業に必要な 経費

を

Γ

一時預かり事業	平成23年度子育て支援交付 金の交付対象事業等について(平成23年9月30日付け 雇児発0930第1号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長 通知別添4「次世代育成支 援対策推進事業評価基 進」)別表に定める一時預 かり事業の基準点数に 200,000円を乗じて得た額	一時預かり事業に必要な経費
保育所地域活動事業	世代間交流事業 140,000円 異年齢児交流事業 140,000円 育児講座・育児と仕事両立 支援事業 140,000円	保育所地域活動事業に必要な経費

に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「乳児保育促進事業 円」を削る。 別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度分の補助金から適用する。

亀岡市告示第7号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年1月23日

亀岡市長 栗山正隆

記

4 1 1 2 1 - 5 1 0 2 5

1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地

交付した日
 平成23年9月20日

3 無効になる日 平成24年1月23日

「掲示済」

亀岡市告示第8号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置 されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR亀岡駅前自転車放置禁止区域 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域 JR並河駅前自転車放置禁止区域
 - JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成24年1月24日(火)午後1時00分~午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 15台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要です。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引取りのない自転車 は、関係法令の規定により処分します。
- ※ 連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課 電話 (25) 5083

公告

亀岡市公告第1号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振 興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年 政令第254号)第9条の規定に該当する軽微 な変更をしたので、同法(昭和44年法律第 58号)第13条第4項で準用する同法第12 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を 次により縦覧に供する。

平成24年1月10日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間 平成24年1月10日以後、常時備え 置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市経済部農政課

「掲示済」

亀岡市公告第2号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年1月11日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号及び工事名 管第23-10号 亀岡市公共下水道事業 西穴太枝線その5布設工事
 - (2) 工事場所 亀岡市曽我部町穴太口山地内
 - (3) 工事種別 土木工事
 - (4) 工事概要

工事延長 L=1356.20m

管推進工

VUΦ200 管路延長 18.50m (400A鞘管) 推進延長 17.05m 管布設工

WUΦ200 管路延長 1051.00m

管渠延長 1012.30m

HIVP Φ 75 管路延長 286. 70 m

立杭工

ケーシング立杭(Φ 2000) 1箇所

人孔設置工 2 号組立人孔 1箇所 1 号組立人孔 14箇所

楕円組立人孔 15箇所

レジン小型人孔 36箇所

汚水桝設置工 塩ビ汚水桝 58箇所

取付管工 58箇所

付帯工 1式 (5) 予定価格 93,705,150円

(入札書比較金額 89,243,000円)

- (6) エ 期 契約日の翌日から平成24 年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (7) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の 4 0 %以内 保証事業会社 の保証が必要)
- (8) 中間前払金 請負金額500万円以上かつ工期150 日以上(変更工期を含む)で前金払をし

ている工事については、中間前金払(請 負金額の20%以内)が請求できる。た だし、中間前金払の支払には、工期及び 出来高が50%以上であることの認定が 必要になる(保証事業会社の保証が必 要)。

(9) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者 の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され た現場代理人及び監理技術者(入札参加 要件に特別な記載がなく、下請総額が 3,000万円(建築一式は4,500 万円)未満の場合は主任技術者)は、契 約工期中、当該工事に専任できるものと し、他工事の現場代理人、監理技術者、 主任技術者、営業所の専任技術者等、重 複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年1月11日(水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年1月11日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年1月13日(金)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年1月16日(月)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年1月17日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年1月12日(木)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年1月19日(木)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年1月20日(金)	
入札期間	平成24年1月30日(月)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年1月31日(火)	
	午前9時から午前11時まで	
開札日時	平成24年1月31日(火)	電子入札システムによる
	午後1時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は 失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (3) その他については、共通事項のとおりと する。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第3号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号及び工事名23保第1号

亀岡市保健センター施設改修工事

- (2) 工事場所 亀岡市安町釜ヶ前地内
- (3) 工事種別 建築工事
- (4) 工事概要

亀岡市保健センター施設改修工事 (RC造2階建 1360.73㎡)

- ・建築工事 一式 (防水改修・外壁改修・内装改修)
- ・電気設備工事 一式
- ・機械設備工事 一式
- (5) 予定価格 86,910,600円 (入札書比較金額 82,772,000円)
- (6) 工 期 契約日の翌日から平成24 年6月29日まで
- (7) 部分払 無
- (7) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の 4 0 %以内 保証事業会社 の保証が必要)
- (8) 中間前払金

請負金額500万円以上かつ工期150 日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請 負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び 出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(9) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(建築工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の建築工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の建築工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され た現場代理人及び監理技術者(入札参加 要件に特別な記載がなく、下請総額が 3,000万円(建築一式は4,500 万円)未満の場合は主任技術者)は、契 約工期中、当該工事に専任できるものと し、他工事の現場代理人、監理技術者、 主任技術者、営業所の専任技術者等、重 複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年1月24日(火)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年1月24日(火)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年1月26日(木)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年1月27日(金)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年1月30日(月)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年1月25日(水)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年2月1日(水)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年2月3日(金)	
入札期間	平成24年2月10日(金)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年2月13日(月)	
	午前9時から午後5時まで	
開札日時	平成24年2月14日(火)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は 失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により亀岡市森林整備計画を樹立することについて、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を供する。

なお、亀岡市森林整備計画の案に意見のある 者は、縦覧期間が満了する日までに、亀岡市長 に対し、理由を付した文書をもって、意見書を 提出することができる。

平成24年1月30日

亀岡市長 栗山正隆

縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市経済部農林整備課

2 縦覧期間 平成24年1月30日から 平成24年2月28日まで

任免及び辞令

八木正昭

(各 通)

八 木 正 司

八 木 詔 平

八木謙介

亀岡市川関財産区管理会委員に選任します 平成24年1月26日

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月11日

亀岡市監査委員 大西 鎭雄 亀岡市監査委員 藤本 弘

- 1 監査の種類 平成23年度定期監査
- 2 監査の対象及び期間等

	対 象	対象期間	実施期間
教 育 部 教 育 機 関	つつじヶ丘小学校 城西小学校 詳徳小学校 南つつじヶ丘小学校 東輝中学校 大成中学校 詳徳中学校	平成23年4月1日 ~平成23年10月31日	平成23年11月8日 ~平成23年12月26日

- 3 監査の方法 平成23年度の財務に関する事務の執行について、各施設において、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係課長、校長等への質問調査を行い、必要な事項について実地調査を行った。
- 4 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。 なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、 今後の事務処理に留意されたい。
 - (1) 危機管理体制について

危機管理マニュアルの整備状況と併せ具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されているか を主眼に実施した。

危機管理マニュアルについては、今回監査対象となった全ての小・中学校において整備され

ていたが、一部の学校において具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されていない状況が見 受けられた。

消防法施行令において、防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火・通報及び 避難の訓練を定期的に実施しなければならないとある。

消防計画に基づき避難訓練を実施されたい。

(2) 施設管理及び安全対策について

平成24年2月15日発行

学校敷地内及び通学路の危険箇所が把握されているかを主眼に実施した。

学校敷地内及び通学路の危険箇所の把握については、今回監査対象となった全ての小・中学校において危険箇所を把握の上、一定の対策は講じられていたが、フェンスの修繕や廊下・体育館の雨漏り等施設を管理する上で改善すべき箇所が見受けられた。

児童、生徒の健全な育成を図らなければならない学校施設において、教育環境の改善と安全 確保という観点から、早急に改善を図られたい。

(3) 公金の取扱いについて

公金の取扱いが適正にされているかを主眼に実施した。

監査を実施した学校のうち2校において、本来、市に納入すべき公金が学校で保管されている状況が見受けられた。

地方自治法において一会計年度における一切の収入及び支出はすべて予算に計上すべきことを規定している。

適正な収入事務をされたい。

(4) 理科準備室及び保健室の教材用薬品等の保管について

理科準備室及び保健室の教材用薬品等の台帳整備と併せ定期的な在庫確認がされているかを 主眼に実施した。

今回監査対象となった全ての小・中学校においては、保管庫等で適正に保管され、台帳についてもそれぞれ整備されていたが、一部の学校において日常の在庫管理が台帳で確認できないものが見受けられた。

定期的な在庫の確認を行い適正な台帳管理に努められたい。

以上が、平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

学校運営において最も留意すべきは、児童・生徒の安全対策である。不審者に対する対応については日々訓練されているが、自然災害や火災においても再度マニュアルに沿った訓練を繰り返し実施されることを願うものである。

また、教育環境の整備は情操教育を進める亀岡市として欠くことができないと考える。このため、危険箇所の整備と併せ、夏場の環境改善についても早期に検討されたい。

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月30日

亀岡市監査委員 大西 鎭雄亀岡市監査委員 藤本 弘

1 定期監査の結果について

- (1) 監査の期間 平成23年10月21日~平成23年12月19日
- (2) 監査対象課等 教育部(教育総務課、学校教育課、社会教育課、人権教育課、学校給食センター、中央公民館、図書館、文化資料館、教育研究所)
- (3) 監査の対象 監査対象課等に係る平成23年度の財務に関する事務の執行について
- (4) 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係 各課長等への質問調査を行った。
- (5) 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。 なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項について は、今後の事務処理に留意されたい。

ア 教育総務課

(ア) 学校敷地占用料の納入通知書の納期限の記載において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっているもの、また年度途中において占用許可申請があったものにおける納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限はその年度の4月末日とし、指定 すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。また、 年度、月、日単位で定めた以外の収入金は納入通知書を発する日から14日以内の日と規定 されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 学校敷地占用料の使用許可事務において、使用許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、 使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書 を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が5月25日となっているもの、また年度途中において占用許可申請があったものにおける納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限はその年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。また、年度、月、日単位で定めた以外の収入金は納入通知書を発する日から14日以内の日と規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

工 人権教育課

特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター

(ア) 収入事務

目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期 限が5月31日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指 定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 支出事務

施設修繕について、予定価格、業者選定理由、適用契約根拠が決裁書類に記載されていないものがあった。

決裁書類には必要事項を記載し、明確な根拠のもと適正な事務処理をされたい。

カ 中央公民館

特に指摘する事項はなかった。

キ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

ク 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ケ 教育研究所

特に指摘する事項はなかった。

以上が、教育部に係る平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- 予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査対象部について、学校施設の使用許可事務にかかる書類の整備が不十分であるも

のが見受けられた。また、文化資料館の入館料減免事務において、申請書の提出が無く減免されているものが見受けられた。

施設の使用等については、規定に基づく使用許可事務の実施及び使用料金等の公平性を図るためにも適正な事務処理に努めるとともに、今後も市民サービスの向上を図るべく申請手続き及び事務効率の改善を含め検討し、円滑な施設管理、運営に努められたい。

財産管理についても、切手管理にかかる台帳は整備されていたが、繰越処理及び払出しの確認処理が不十分なものが見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

今後も開かれた市政の推進と更なる効率的な行政運営の確立を目指し、内部統制を常に点検 し、各課においては全ての事務事業における事業効果を検証したうえで、市民福祉の増進に努 められることを強く望むものである。

2 行政監査の結果について

- (1) 監査のテーマ 随意契約事務について
- (2) 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相 手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。

ついては、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

(3) 着眼点

ア 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

- (ア) 競争入札にすべきものはないか。
- (イ) 随意契約の理由が記載されているか。
- (ウ) 予定価格は設定されているか。
- イ 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。
- ウ 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。
- エ 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)
 - (ア) 第1号 予定価格が規則で定める金額以下のもの。
 - (イ) 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。
 - (ウ) 第3号 特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。
 - (エ) 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買い入れる契約をするとき。
 - (オ) 第5号 緊急の必要によるもの。

- (カ) 第6号 競争入札に付することが不利なもの。
- (キ) 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。
- (ク) 第8号 入札者又は落札者がいないとき。
- (ケ) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
- オ 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。
- カ 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。
- (4) 監査の対象 平成23年4月1日から同年9月30日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円(工事請負契約については50万円) 以上の随意契約(単価契約については、年間支出予定総額で判断した)。
- (5) 監査の期間 平成23年10月21日~平成23年12月19日
- (6) 監査対象課等 教育部(教育総務課、学校教育課、社会教育課、人権教育課、学校給食セン ター、中央公民館、図書館、文化資料館、教育研究所)
- (7) 監査の方法 監査対象課等から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の 提出を求め、関係各課長等への質問を行った。
- (8) 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

ア 課等別随意契約状況について

教育部全体で随意契約の件数は、合計76件であった。各課等の状況は表1のとおりである。 教育総務課が23件(30.3%)で最も多いが、その主な要因は、施設・設備の維持管理、教育用機器の保守等に係る業務委託によるものであった。

表1	課等別随意契約件数

双1 味守別随息天师	J11 90					
課名	件数(件)	構成比(%)	内、1人から見積書徴した件数			
床 石	一个级(什)	1再/八八 (/0 /	件数 (件)	構成比(%)		
教育総務課	23	30. 3	18	40.0		
学校教育課	11	14. 5	7	15. 6		
社会教育課	14	18. 4	4	8. 9		
人権教育課	0	0.0	0	0.0		
学校給食センター	7	9. 2	5	11. 1		
中央公民館	2	2.6	2	4.4		
図書館	18	23. 7	8	17.8		
文化資料館	1	1.3	1	2.2		
教育研究所	0	0.0	0	0.0		
合 計	76	100	45	100		

イ 見積書を徴した人数について(法的根拠規定別)

随意契約における見積書の徴集については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

平成24年2月15日発行

(単位:件)

()

10

8

76

5

4

10

0

0.0

13.2

10.5

100

表2のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の76件のうち、45件 (59.2%) となっている。この45件のうち、法的根拠規定第2号が35件で77.8%、第3号が6件で13.3%であり他の条項を適用しているものが4件で8.9%となっている。

根拠規定 2 3 7 8 9 1 4 5 6 未 合 構成比 記 (%)뭉 뭉 뭉 見積書 뭉 뭉 뭉 号 뭉 묽 入 計 を徴した人数 1人 1 35 6 1 1 1 45 59. 2 2人 2 7.9 4 6 3 人 5 5 6.6 4人 1 1 1.3 5人 1 1 1.3

表2 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数

5

3

49

6

(9) 監査の結果 随意契約理由の記載状況、予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

1

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

0

1

ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。

1

9

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で明示されており、一般競争入札による以外はその理由がなければならない。

したがって、随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するのが適当である。 しかし、決裁書類に適用理由及び適用条項が記載されていないものがあった。

〔社会教育課〕

6人

未記入

合

徴していない

計

賃借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。 [学校給食センター]

施設保守管理業務において、決裁書類に随意契約とする理由が記載されていなかった。 ついては、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項を記載されたい。

イ 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応 の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定規定(第110条第1項除く)に準じ

て予定価格を定めなければならないとしている。

また、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例 価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければなら ない。」としている。

「予定価格の取扱いについて」(平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知)で、3(2)予定価格の明示の方法①「(略)予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料(設計者又は積算者及び検算者を明記すること)を付するものとする。」の規定がある。

競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

- (ア) 見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと
- (イ) 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、 必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと
- (ウ) 価格だけで有利な者と契約をする必要がないこと

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格 とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約するこ とにおいてなんら変わるところはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格が設定されていないものがあった。

〔教育総務課・学校教育課・社会教育課・学校給食センター・中央公民館・図書館〕 決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に 基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五により、別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じて同表下欄に掲げる金額を超えない範囲内において地方公共団体の規則で定める金額以下の予定価格の契約を締結する場合においては随意契約によることができる。

第1号で「規則で定める額を超えないもの」ということにした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものは競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、第2号以下を適用しているものの中に、予定価格が第1号の金額の範囲内のものが あった。

〔中央公民館・図書館・文化資料館〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第3号を適用していた。 ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

工 総括事項

(ア) 随意契約事務について

a 随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約 方法である。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令に該当するときに限り行うことができるもので、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

b 契約事務を行うにあたり、第1号で「予定価格が規則で定める金額を超えないもの」 とした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものは競争入 札に付さないで良いとしたものである。この趣旨を理解し予定価格が財務規則で定めた 金額以下であれば第1号を適用し事務の簡略化を図られたい。

(イ) 公平性、経済性の追求について

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。

「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にし、透明性、公平性に留意されたい。

また、これらの契約事務執行にあたって、前例どおり同様の決裁を行うのではなく、仕様書の内容の精査、予定価格の適正な設定、見積書徴集時には積算根拠がわかる見積書を徴収する等工夫し常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

(ウ)複数年度契約について

地方自治法第208条で、会計年度独立の原則を定めており、契約を締結できるのは原則として本年度限りであり、翌年度までを履行期間とする契約を締結することはできない。

しかし、この原則を貫徹するとかえって不経済、非効率を生じさせる場合があり、例外 として継続費、繰越明許費、債務負担行為及び長期継続契約などが定められている。

ついては、次年度以降予算の裏付けのない契約において、契約期間に自動更新条項を規定した契約を締結しているものは、地方自治法に基づき実態に即した適正な事務処理となるよう契約方法について検討されたい。

また、契約額の見直す機会を確保するとともに、事務の効率化を図られたい。

なお、昨年度に引続き随意契約事務について行政監査を実施し、他の部署においても契約事務全般にわたり適時点検するよう指導したところである。

しかしながら、繰り返し同様の指摘を行わなければならないことは遺憾である。再度、 法令等に基づく事務の取り扱いを徹底されたい。

(各 通)

教育委員会欄

任免及び辞令

今 西 幸 蔵

久 保 克 彦

亀 谷 陽 三

沼 津 雅 子

豊 田 知 八

石 田 康 男

俣 野 妙 子

法 貴 雅 男

神 先 宏 彰

亀岡市教育振興基本計画策定会議委員に委嘱します

平成24年1月23日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市川東土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成24年1月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

1 選挙の期日 平成24年1月17日

2 投票の時間 午後1時から午後4時まで

3 選挙すべき総代の数 48人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	馬路町	12人
第2選挙区	千歳町	12人
第3選挙区	河原林町	12人
第4選挙区	保津町、追分町及び古世町	12人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成24年1月17日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び 選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年1月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	省略	浅 田 邵 男
第2選挙区	省略	野々村忠良
第3選挙区	省略	井 上 盛 夫
第4選挙区	省略	酒 井 省 五

2 選挙長職務代理者兼選挙立会人

選挙区	住 所		氏	名	
第1選挙区	省略	堤		元	博
第2選挙区	省略	吉	Ш	敏	和
第3選挙区	省略	桂		孝	男
第4選挙区	省略	大	西	啓	之

3 選挙立会人

選挙区	住 所		氏	名	
第1選挙区	省略	八	木	明	雄
第2選挙区	省略	佐人	木	勝	美
第3選挙区	省略	澤	田	博	好
第4選挙区	省略	上	田	伊佑	三男

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

平成24年1月17日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のと おり定める。

平成24年1月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

亀岡市馬路町堂ノ西24の2番地 亀岡市川東土地改良区事務所

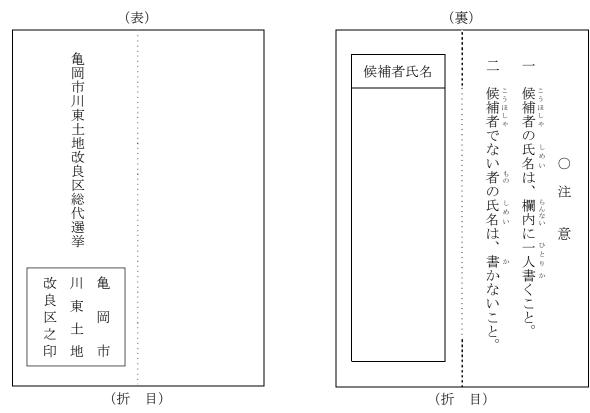
亀岡市選挙管理委員会告示第4号

平成24年1月17日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成24年1月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

亀岡市川東土地改良区総代選挙投票用紙の様式



備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

平成24年1月17日執行の亀岡市川東土地 改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名 は、次のとおりである。

平成24年1月17日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙区	住 所	氏 名
	省略	中 川 美津廣
	省略	浅 田 義 一
	省略	畑 隆 夫
	省略	中 川 坦
	省略	畑 榮 治
第1選挙区	省略	松村淳一
弗Ⅰ 選挙区	省略	中 澤 紀 男
	省略	中 澤 浩 三
	省略	松村一城
	省略	堤 明 裕
	省略	堤 敏 次
	省略	村 上 五 男
	省略	小 泉 正 男
	省略	日 置 浩 史
	省略	橋 本 秀 行
	省略	野々村 進
	省略	野々村豊
第2選挙区	省略	廣瀨義法
第 2 医学区	省略	野々村 禮 治
	省略	谷 尻 俊 一
	省略	森 川 和 則
	省略	谷 尻 文 夫
	省略	名 倉 勝
	省略	長谷川 義 信
第 9 記光 反	省略	河 波 保 夫
第3選挙区	省略	並河包恭

	省略	森	Щ	芳	_
	省略	福	島	利	之
	省略	福	島	克	巳
	省略	林	田	芳	博
第3選挙区	省略	中	Ш		隆
第 3 選挙位 	省略	岸		宏	治
	省略	関		忠	弘
	省略	関			豊
	省略	八	木		稔
	省略	林		光	夫
	省略	清	水	金	矢
	省略	長	尾		_
	省略	古	谷	勝	久
	省略	田	中	義	光
	省略	山	П	壽	史
第4選挙区	省略	藤	坂	真	夫
为 4 医学区	省略	渡	邊	春	幸
	省略	毛	利	善	_
	省略	上	田	次	夫
	省略	井	上	庄	次
	省略	渡	邊	三	雄
	省略	田	中	幸	雄

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

平成24年1月17日執行の亀岡市川東土地 改良区総代選挙において当選証書を付与した者 の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年1月17日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙区	住 所	氏 名	
	省略	中 川 美津原	賽
	省略	浅 田 義 -	_
	省略	畑隆	夫
	省略	中川	王
Ī	省略	畑 柴 氵	台
//r = \PB\\/.ET	省略	松 村 淳 -	_
第1選挙区 -	省略	中澤紀	男
	省略	中澤浩	Ξ.
Ī	省略	松村一块	成
Ī	省略	堤 明 神	谷
Ī	省略	堤 敏 🧸	欠
Ī	省略	村上五月	男
	省略	小泉正	男
Ī	省略	日置浩	史
Ī	省略	橋本秀	亍
	省略	野々村	隹
Ī	省略	野々村	豊
# 0 H 1/4 FT	省略	廣瀨義	去
第2選挙区 -	省略	野々村禮	台
Ī	省略	谷 尻 俊 -	
	省略	森川和貝	ĮIJ
	省略	谷尻文き	夫
	省略	名 倉 月	券
Ī	省略	長谷川義(言
	省略	河 波 保 🗦	夫
	省略	並河包	扶
	省略	森 山 芳 -	
	省略	福島利ス	と
	省略	福島克E	3
英 9 湿光反	省略	林 田 芳 ‡	尃
第3選挙区	省略	中川	湰
	省略	岸宏	台
	省略	関 忠 5	17
	省略	関	豊.
	省略	八木	念
Ī	省略	林 光き	夫

	省略	清	水	金	矢
	省略	長	尾		_
	省略	抬	谷	勝	久
	省略	田	中	義	光
	省略	Ш	П	壽	史
第4選挙区	省略	藤	坂	真	夫
为 4 医学区	省略	渡	邊	春	幸
	省略	毛	利	善	_
	省略	上	田	次	夫
	省略	井	上	庄	次
	省略	渡	邊	Ξ	雄
	省略	田	中	幸	雄